

4. 固定金利に変更する場合には、銀行所定の手数料（5,500円・消費税込）を支払うものとします。
5. 原契約書および本覚書の定めにより借主が銀行に対して支払うべき元利金に延滞が生じている場合は、固定金利へ変更することができないものとします。

第7条（原契約書の適用）

この契約に関して、本覚書に定めのない条項については、すべて原契約書（原契約締結後変更があったものについてはその変更条項）の各条項の適用を受けるものとします。

第8条（連帯保証人の承諾）

連帯保証人は本覚書の各条項を承諾し原契約書および本覚書の各条項に従って履行の責めを負います。

第9条（繰上返済）

1. 原契約書に基づく借入金の繰上返済を行う場合には、銀行所定の下記手数料を支払うものとします。ただし、全部または一部繰上返済時においては、借入期間内に発生した利息等の合計金額と、下記の銀行所定の手数料を合わせた実質借入年率が、利息制限法に定める上限利率の範囲内となるように、当該手数料を減額することもあります。
 - (1) 変動金利を適用の場合……………・全部繰上返済は5,500円(消費税込)
・一部繰上返済は3,300円(消費税込)
 - (2) 固定金利を適用の場合……………・全部繰上返済は33,000円(消費税込)
・一部繰上返済は22,000円(消費税込)
2. 原契約書記載の期限前の全額返済義務に該当する事由が生じた場合は銀行に対して直ちに債務を返済するとともに、その返済によって損害が生じる場合、借主は期限前の全額返済義務が生じた日の翌日より残元金に対して年14%（年365日の日割計算）の損害金を直ちに支払うものとします。

第10条（この覚書の変更）

1. この覚書の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
 - (1) 本契約の変更が借主の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本契約の変更が借主と銀行との間の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
2. 前項によるこの覚書の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上